

# 判決の完全履行に向け冷静な話し合いを！

## よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-512-1636  
090-9602-0700

有明海の漁業被害は今なお継続し、  
拡大し、漁民を苦しめている！

【朝日新聞・長崎2013年9月22日】  
迫る開門！漁民ら、知事の姿勢批判  
判決履行求め対話を訴え

国営諫早湾干拓事業をめぐり、国に開門調査を命じた判決の履行を求めて21日に開かれた集会で、原告漁民や弁護士、支援者らは口々に、準備工事さえ着手できずにいる国の無策と、かたくなに開門に反対する中村法道知事の姿勢を批判した。



そのうえで「判決履行に向けて、関係者が一堂に会して冷静な話し合いをすべきだ」と主張した。

集会は長崎市の県勤労福祉会館で開かれ、約150人が参加した。

馬奈木昭雄・原告弁護士団長は「有明海に異変が起き、漁業被害がどうにもならない状況まで来ているから判決は開門を命じた。だが、中村知事は今起きている漁業被害には目をつぶり、開門すれば起きるかもしれない被害は声高に言う」と指摘。本来は開門派と反対派の調整役を果たすべきなのに反対一辺倒だと、知事を批判した。

原告の一人で諫早市の小長井町漁協の松永秀則理事は、干拓前に比べて水揚げが7分の1〜10分の1まで落ち込み、最近是不漁が一段と進んでいるとして「早く開門しないと生活ができない」と訴えた。

2010年に開門反対から賛成に転じた雲仙市の瑞穂漁協の石田徳春組合長は「海の再生を願い、国や県を信じて方針に従ってきた。しかし、再生はおろか、漁業被害は極限に達し、組合員も脱退が後を絶たず、『もう耐えられない』と見切りをつけた。国は一日も早い開門を」と訴えた。閉会后、約30人が長崎市中心街をデモ行進し、判決履行して開門するよう訴えた。

### 9.21開門総決起集会決議全文

諫早湾干拓事業は、宝の海・有明海を破壊し、有明海漁民に深刻な漁業被害をもたらしました。採貝漁や漁船漁業は有明海全域で深刻な不漁が続き、もはや存立そのものが危うくなっています。ノリ養殖は漁期を延長したりしながら何とか持ちこたえているものの、毎年のように発生する赤潮被害によって経営破綻の危機に苦しむ地域が少なくありません。深刻な漁業被害に苦しみながら、自らの命を絶つ漁民も後を絶ちません。

漁業を基盤とする地域社会は壊滅的な打撃を受けています。こうしたなか、2010年12月に確定した福岡高裁判決は、宝の海再生に向けた大きな希望の光となりました。

しかしながら、確定判決の履行期限を3ヶ月後に控えているにもかかわらず、未だに、開門に必要な準備工事の着手すらできていないという異常事態が発生しています。このままでは、国が確定判決を履行しないという、憲政史上初の、前代未聞の不祥事が発生してしまいます。

このような事態を招いた国の無策は厳しくその責任が問われなくてはなりません。国による確定判決の履行を妨げようとする長崎県の責任も重大です。

現に存在する漁業被害に目をそむけ、全体の奉仕者、調整役とし



ての立場を放棄し、三権分立という憲法上の基本原則を否定する長崎県知事の対応は、憲法違反以外の何ものでもありません。

確定判決の履行期限を間近に控えたいまこそ、国、漁業被害に苦しむ漁民、開門を不安視する地元の人々、地元長崎県をはじめとした有明海沿岸自治体など、関係者が一同に介して、冷静な話し合いをすべきです。

わたしたちが希望するのは農・魚・防災が共存する開門です。

すべての関係者に対し、直ちに裁判所内外での協議のテーブルに着くことを、強く求めます。

2013年9月21日

宝の海をかえせ！確定判決の完全履行を求める総決起集会 長崎参加者一同